

石 議 第 1 3 8 号

平成26年12月25日

宮城県肝臓病交友会

代表 大 江 正 義 殿

石巻市議会議長 安 倍 太 郎

陳情結果について（通知）

平成26年9月5日に郵送により提出された、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情は、平成26年12月10日開催の保健福祉委員会において、審査した結果、願意を妥当と認め、採択と決定したので、その旨を通知します。

なお、平成26年12月4日開会の平成26年石巻市議会第4回定例会において、別紙のとおり意見書を議決し、関係機関に提出したので、その写しを送付します。

また、本通知書は貴職だけに送付しておりますので、陳情された皆様にお知らせいただければ幸いです。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上いると推定されており、肝炎対策基本法等により国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした治療法等に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者は相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しく、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされている。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされており、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな具体的措置が講じられていない状況である。

肝硬変・肝がん患者は、年間4万人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国会及び政府におかれては、下記事項を迅速に実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し患者の実態に応じた認定制度とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

宮城県石巻市議会
議長 安倍 太郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 殿